
| | |
|--------|--|
| プロジェクト | LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱いについての検討 |
| 項目 | 第 440 回企業会計基準委員会及び第 158 回金融商品専門委員会 会で聞かれた意見 |

本資料の目的

1. 本資料は、第 440 回企業会計基準委員会（2020 年 8 月 28 日開催）及び第 158 回金融商品専門委員会（2020 年 9 月 3 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントへの対応

適用範囲

（第 440 回企業会計基準委員会）

2. 取引相手の変更の例示について、中央清算機関への変更を除く旨記載を追加するとの提案であるが、これまで中央清算機関に関する会計上の定めを置いていないことを前提とすると、今回明示することにより、かえって誤解を招く可能性も考えられるため、本実務対応報告においてのみ中央清算機関を明示することが適切かどうか、再度検討して頂きたい。
3. 「信用リスク・スプレッドの変更」は、経済的効果が同等でない例示として残すという対応案の趣旨そのものに異論はないが、寄せられたコメントとの関係では、現状見受けられる、ヘッジ目的によってはスプレッド変更が行われてもヘッジ会計の継続がなされている実務に影響を及ぼすことは意図していない旨が分かるようにする必要があるのではないか。
4. 本実務対応報告における特例的な取扱いとして、ヘッジ会計の継続とその有効性の評価という 2 つの観点があるが、中央清算機関への取引相手の変更や信用リスク・スプレッドの変更というヘッジ会計の継続の可否に関する論点と金利指標の置換が同時に生じると、有効性のテストの特例的な取扱いが使えなくなることに不安を感じている旨のコメントが来ていると考えられるため、このような不安に対処する記載を本実務対応報告の結論の背景に入れることはできないか。

(第 158 回金融商品専門委員会)

5. 中央清算機関に関する取扱いは明示しないとのことだが、何も明示されないと、文理解釈上は、中央清算機関は「取引相手の変更」に該当すると読める余地があるため、中央清算機関の取扱いについての何がしかの言及が必要ではないか。
6. 公開草案第 25 項において、契約条件の変更又は契約の切替の内容に例示したものが含まれるのであれば、当該変更や切替は「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」には該当しない旨記載されているが、表現が強すぎるのではないかと懸念する。したがって、これらは例示に過ぎず、実態ベースで判断していくことが分かるように修正した方がよいのではないか。
7. 公開草案第 25 項において、「信用リスクのスプレッドの変更と金利指標改革に起因する LIBOR との置換とが同時に行われる場合には、本実務対応報告の適用はできない」旨記載を追加する修正を行っているが、タイミングが同時か否かによってのみで本実務対応報告の適用可否が分かれるということには違和感があるため、記載が適切か検討して頂きたい。

金利指標置換後の会計処理

(第 440 回企業会計基準委員会)

8. 後続の金利指標のデータ不足に起因して有効な判定が得られないのではないかと懸念に対して、対応案では、金融商品実務指針第 156 項を引用して説明されているが、今回は第 156 項で想定されるケースには当てはまらないのではないかと印象を持っているため、2023 年 4 月 1 日以降の事後テストと合わせて再度整理することを検討してはどうか。

(第 158 回金融商品専門委員会)

9. 2023 年 3 月 31 日まで公開草案第 13 項の特例的な取扱いを適用していても、金利指標置換時からの事後テストを認めないと、2023 年 4 月 1 日以降の部分について即座にヘッジ会計を中止することになる可能性があるかと懸念する。そのため、事後テストの起点については、金利指標置換時も認め、ヘッジ開始時と金利指標置換時の選択適用ができるようにする必要があると考える。
10. 実務の観点からは、金利指標置換時以後、同一条件になった後のヘッジ有効性の判定を丁寧に行いたいとのニーズがあると考えており、事後テストの起点をヘッジ開始時しか認めないとすると、この実務上のニーズと整合しないため、事後テストの起点として、金利指標置換時も認めて頂きたい。

11. 公開草案第 14 項を適用して金利指標置換時からリフレッシュ・スタートする場合、ヘッジの有効性の判定で利用する期間が短くなり、有効性判定で有効にならない可能性が高くなると考えられるため、こうした場合にも事後テストの特例的な取扱いを認めてもよいのではないか。
12. ヘッジ会計の中止処理について、「第 3 項に示した本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象としている場合、当該ヘッジ対象の契約の切替が行われたときであっても、契約の切替後のヘッジ対象に係る損益が純損益として認識される時期まで、ヘッジ手段に係る損益又は評価差額を繰り延べることができる」とあるが、「できる」規定が適切かどうか確認して頂きたい。また、この定めがどのような状況を前提としているのか結論の背景を読まないといけないため、その説明を本文にも記載する必要があるのではないか。
13. 「できる」規定を置いている箇所について、選択する際の適用単位を明示しておくべき箇所もあるのではないかと考えている。また、全体の議論として、この実務対応報告をいつ廃止することができるのかということに関心がある。

注記事項

(第 440 回企業会計基準委員会)

14. 公開草案の提案における注記事項の内容を明確に示すという対応案が示されているが、ここでの記載内容はあくまで定性的な内容であり、定量的情報ではないと理解している。この点を明確にするために結論の背景等に追加記載することを検討頂きたい。

(第 158 回金融商品専門委員会)

15. ヘッジ手段に係る損益の繰り延べなど 2023 年 3 月 31 日を過ぎても残るが、注記を継続することは想定されていないと考えられるため、その旨がわかる記載として頂きたい。

以 上